

## 治療と仕事の両立支援助成金支給要領（環境整備コース）

平成 31 年 4 月 1 日

要領第 8 号

### （目的）

第 1 条 この要領は、産業保健活動総合支援事業実施要領第 5 条第 5 項第 1 号に基づく治療と仕事の両立支援に係る環境整備に対する助成金（以下「助成金」という。）の支給に係る事務を適正かつ円滑に行うことを目的とし、必要な事項を定める。

### （定義）

第 2 条 この要領における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

#### （1）傷病を負った労働者

事業者が直接雇用される者のうち、がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎などの反復・継続して治療が必要となる傷病を負った者をいう。

#### （2）両立支援制度

雇用する反復・継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者の治療と仕事との両立の支援に資する一定の就業上の措置。（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇、病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など。）

#### （3）両立支援制度の導入

両立支援制度の導入とは、労働協約又は就業規則を変更することにより、両立支援制度を新たに定めることをいう。

#### （4）両立支援制度の実施

両立支援制度の実施とは、導入した両立支援制度を適切かつ効果的に実施することをいう。

#### （5）制度の導入日

制度の導入日とは、新たに両立支援制度を定めた労働協約又は就業規則の施行年月日をいう。ただし、労働協約又は就業規則において制度に係る施行年月日が定められていない場合にあつては、労働協約であればその締結日、就業規則であれば管轄する労働基準監督署又は地方運輸局（運輸管理部を含む。以下「労働基準監督署」という。）に届け出た日とする。

なお、常時 10 人未満の労働者を使用する事業者が作成する就業規則であつて、施行年月日が定められていない場合であつては、当該就業規則に従業員全員に対して書面により周知した日とする。

#### （6）両立支援環境整備計画

両立支援環境整備計画とは、両立支援制度を導入する事業者が作成する計画であり、導入する両立支援制度の内容等を記載するものをいう。

#### （7）労働協約

労働組合と使用者が、労働条件等労使関係に関する事項について合意したことを文書に作成して、その双方が署名又は押印したものをいう。

(8) 就業規則

常時 10 人以上の労働者を使用する事業者にあつては、管轄する労働基準監督署等に届け出た就業規則（就業規則において別途定めることとされている規程・規則等を含む。）をいう。

常時 10 人未満の労働者を使用する事業者にあつては、労働基準監督署等に届け出た就業規則又は従業員全員に周知されたことが確認できる書面が添付された就業規則をいう。

(9) 両立支援コーディネーター

「働き方改革実行計画を踏まえた両立支援コーディネーターの養成について（平成 30 年 3 月 30 日付け基安発第 0330 号）」に基づく研修を修了した者。

（助成金の対象となる要件）

第 3 条 助成金の対象となる事業者は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) 労働保険適用事業場の事業者であること。
- (2) 認定された両立支援環境整備計画（以下「認定両立支援環境整備計画」という。）に基づき、当該計画期間内に次条に掲げる両立支援制度の導入を新たに行い、かつ、両立支援コーディネーターを配置した事業者であること。

なお、両立支援コーディネーターの配置に当たっては、以下 a から c のいずれも該当する事業者であること。

- a 認定両立支援環境整備計画の期間において、雇用している労働者に養成研修を受講、修了させた事業者であること。
  - b 支給申請時点において、両立支援コーディネーターを一般被保険者等として継続して 1 年以上雇用することが確実であると認められる事業者であること。
  - c 養成研修の費用（交通費、宿泊費等）が発生する場合は、事業者がこれを全て負担していること。
- (3) 過去に両立支援コーディネーターを配置したことを事由として、障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）（平成 30 年 4 月から「障害や傷病治療と仕事の両立支援コース」に改称）及び本助成金を受給していないこと。

第 4 条 助成金の対象となる両立支援制度は、次の各号のいずれの要件も満たさなければならない。

- (1) がん等の反復・継続して治療が必要となる傷病を抱える労働者の、障害や傷病に応じた治療のための配慮を行う制度であること。（時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇（取得条件や取得中の処遇（賃金の支払いの有無等）は問わない）などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度などの勤務制度など）

(2) 雇用形態を問わず雇用保険一般被保険者に適用される両立支援制度であること（上記以外の者に適用されることを妨げない。）。

(3) 当該制度が実施されるための合理的な条件（両立支援制度を労働者に適用するための要件及び基準、手続き等）が労働協約又は就業規則に明示されていること。

（計画の認定等）

第5条 助成金の支給を受けようとする事業者は、両立支援制度の導入及び両立支援コーディネーターの配置に係る両立支援環境整備計画を「両立支援環境整備計画書」（様式第2号）により作成し、両立支援環境整備計画の開始日の6か月前の日から1か月前の日の前日までに「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画（変更）申請書」（様式第1号）及び次に掲げる書類を添えて、独立行政法人労働者健康安全機構（以下「機構」という。）本部に提出し、計画の開始日の前日までに計画の認定を受けなければならない。

(1) 現行の全ての労働協約又は就業規則

(2) 「両立支援環境整備計画書」（様式第2号）

(3) 就業規則の改正（案）又は労働協約（案）

第6条 両立支援環境整備計画の期間（以下「両立支援環境整備計画期間」という。）は、両立支援制度を導入する月の初日又は両立支援コーディネーターを配置する予定の月の初日のいずれか早いほうを起算日とし、1年以内とする。

第7条 第5条の規定による申請があったときは、機構本部は同条の申請事項に不備がないかを審査するものとする。

2 機構本部は、前項の規定による審査結果について、適正であると認めたときは、これを受理し、当該両立支援環境整備計画申請書の処理欄に受理年月日を記入するものとする。

なお、受理年月日は両立支援環境整備計画申請書等が事業者から提出された日とする。

3 両立支援環境整備計画申請書等の記載事項等に不備があった場合、機構本部は相当の期間を定めて、事業者に補正を求める。指定された期間内に事業者が補正を行わない場合、機構本部は1か月以内に補正を行うよう書面で求めることができる。事業者が期限までに補正を行わない場合、当該両立支援環境整備計画に係る助成金は支給しない。

4 機構本部は、前項の両立支援環境整備計画申請書等を次の各号に掲げる確認を経た後第8条各号の基準に照らして審査し、適正であると認めたときは両立支援環境整備計画を認定し、当該両立支援環境整備計画申請書の処理欄に認定年月日、認定金額、認定番号を記入するとともに、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画認定通知書」（様式第3号）により事業者に通知するものとする。

(1) 第3条第3号で規定する助成金が支給されていないこと。

(2) 第16条で規定する不支給等の措置がとられていないこと。

- 5 機構本部は前項の審査において、適正であると認められないときは、両立支援環境整備計画の認定を行わず、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画不認定通知書」（様式第4号）により事業者へ通知するものとする。
- 6 機構本部は、認定を取り消したときは、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画認定取消通知書」（様式第5号）により事業者へ通知するものとする。

第8条 両立支援環境整備計画の認定基準は次の各号とし、いずれにも該当する場合に計画を認定する。

- (1) 事業者の事業所における現状・課題を踏まえて作成された、労働者の健康確保のための両立支援制度の導入に関する計画であること。
- (2) 制度が実施されるための合理的な条件及び事業者の費用負担が明示されており、第4条の両立支援制度の範囲に合致していること。

第9条 事業者は、認定両立支援環境整備計画書の記載事項等に変更が生じたときは、変更内容に応じて以下の各項に定めるところにより変更後の両立支援環境整備計画について両立支援環境整備計画書を作成の上、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）両立支援環境整備計画（変更）申請書」（様式第1号）により、機構本部に計画の変更申請を行い、認定両立支援環境整備計画の変更の認定を受けなければならない。機構本部は変更の申請がなされた場合は、第7条に準じて認定等を行うこと。

2 両立支援環境整備計画期間を変更する場合

- (1) 両立支援環境整備計画期間の延長又は短縮に係る変更は、変更前又は変更後の両立支援環境整備計画期間の末日のいずれか早い日までに行うこと。
- (2) 延長又は短縮後の両立支援環境整備計画期間が変更前の両立支援環境整備計画期間の初日から起算して1年以内の期間内とすること。

3 導入する両立支援制度の内容、施行日を変更する場合

(1) 導入する両立支援制度の内容の変更

ア 両立支援制度の種類、概要、適用基準の変更は、変更後の両立支援制度の導入予定日の属する月の前月末までに行うこと。

イ 両立支援制度の内容の変更に伴い両立支援環境整備計画期間を延長又は短縮する場合は、延長又は短縮後の両立支援環境整備計画期間が、変更前の両立支援環境整備計画期間の初日から起算して1年以内の期間内とすること。

(2) 制度の施行日等の変更

ア 就業規則又は労働協約の施行予定日（導入予定日）の変更は、変更後の施行予定日（導入予定日）の属する月の前月末までに行うこと。

なお、変更後の施行予定日（導入予定日）が変更前の施行予定日（導入予定日）と同じ月の場合（両立支援環境整備計画期間の変更がない場合）は、変更を要しないものとする。

イ 就業規則又は労働協約の施行予定日（導入予定日）の変更に伴い両立支援環境整備計画期間を延長又は短縮する場合は、変更後の両立支援環境整備計画期間が、変更前の両立支援環境整備計画期間の初日から起算して1年以内の期間内とする

#### 4 その他の変更

その他の変更については、両立支援環境整備計画の変更を要しない。

（助成金の支給申請）

第 10 条 助成金の支給を受けようとする事業者は、「治療と仕事の両立支援助成金（環境整備コース）支給申請書」（様式第 6 号）に以下に掲げる書類を添付して、両立支援環境整備計画期間の末日の翌日から起算して 2 か月以内に機構本部に提出しなければならない。

（1）導入した両立支援制度の内容が確認できる次のいずれかの書類

ア 制度を明示した労働協約

イ 制度を明示した就業規則（労働基準監督署等の受理印のあるもの）

ウ 制度を明示した就業規則（従業員全員に周知されたことが確認できる書面が添付されたもの）（常時 10 人未満の労働者を使用する事業所に限る。）

（2）両立支援コーディネーターを配置したことが確認できる次の全ての書類

ア 両立支援コーディネーター養成研修を受講、修了したことを証明する書類

イ 両立支援コーディネーター養成研修を受講した労働者が、配置した日（養成研修修了日の翌日）から 1 年以上継続して雇用することが確実にあることを証明する、雇用契約書又は雇入れ通知書の写し

ウ 両立支援コーディネーター養成研修の受講に当たって交通費、宿泊費が発生した場合、当該費用を全て事業者が負担していることを証明する書類

エ 配置した両立支援コーディネーターに、養成研修受講期間中の賃金が全額支給されていることが確認できる賃金台帳等の書類

（3）「両立支援環境整備実施状況報告書」（様式第 7 号）

（4）労働保険概算・確定保険料申告書等の写し

（5）返信用封筒（通知書返信用）

（助成金に係る帳簿の整備等）

第 11 条 助成金の支給を受けた事業者は、事業年度（各年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）ごとに助成金に係る帳簿を備えるものとする。

2 前項に規定する帳簿は、助成金の支給対象期間終了後、5 年間保存するものとする。

（助成金の支給額）

第 12 条 助成金の支給は、各年度の予算額の範囲で行うものとし、一事業年度（各年の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで）における支給対象事業者に対する助成金の支給額は、産業保健活動総合支援事業実施要領第 5 条第 5 項のとおりとする。

（支給審査及び決定通知）

第 13 条 第 10 条の規定による支給申請があったときは、機構本部は同条の支給申請事項に不備がないかを審査し、支給額を決定するものとする。

2 機構本部は、前項の規定による審査結果について、適当であると認めるときは、「助成金支給決定通知書」（様式第 8 号）により事業者へ通知するものとする。

3 機構本部は、第 1 項の規定により審査した結果について、不適當であると認めるときは、その理由を付して「助成金不支給決定通知書」（様式第 9 号）により事業者へ通知するものとする。

（支給方法）

第 14 条 前条の規定により適当であると認めるときは、助成金を当該者に支給するものとする。

2 前項の助成金の支給は、機構本部から、当該者が指定する金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（助成金に係る事務取扱機関）

第 15 条 助成金に係る業務のうち次に掲げる業務は、センターが行うものとする。

（1）センター単独又は他機関と連携して実施する助成金に関する説明会の開催

（2）助成金の問合せ等に対する説明（センターへの問合せ等に限る。）

（3）センターで実施する研修等と併せた助成金に関する周知活動

（4）その他、機構本部が指示する事項

2 前項各号に規定する業務以外の助成金に係る業務は、機構本部が行うものとする。

（不正受給者に対する措置）

第 16 条 機構本部は、偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受け、又は受けようとした事業者に対し、不正に係る助成金について不支給の決定をし、又は支給決定を取り消した上で返還させるものとする。

2 機構本部は、前項の規定により支給決定を取り消した上で返還させるときは、その理由を付して「助成金支給決定取消通知書」（様式第 10 号）により事業者へ通知するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。